随意契約理由書

1	業	務	名	建物管理システム改良業務(平成30年度)
2	業	者	名	阪神高速技研株式会社

3 随意契約理由

本業務は、当社が作成、運用している建物管理システムの改良を行うものである。

現行の建物管理システムは阪神高速技研株式会社が開発、改良を行ったシステムであり、総合情報システム上で運用されている。また、本システムには阪神高速道路の施設情報、設計情報、点検結果、諸技術基準等の情報が蓄積されている。

本業務の遂行にあたっては、一般的なシステムの開発能力のみならず、総合 情報システム及び上述の施設情報等についても熟知していること、情報の機密 性を保持することが契約相手方に求められる要件となる。

阪神高速技研㈱は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、本システム改良に必要な総合情報システム及び、施設情報等の知識についても熟知している。さらに当該システムを作成、運用してきた実績から、システムの開発・改修経緯を把握しており、本業務に求められる知識及び能力を有している唯一の者と認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に該当するものとして、随意契約 するものである。